

玉名市都市計画マスタープラン策定協議会要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）の策定について、関係部局相互の連絡調整及び効果的な推進を図るため、玉名市都市計画マスタープラン策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) マスタープランの策定業務の内容の調査及び研究に関すること。
- (2) マスタープランの内容の検討に関すること。
- (3) その他マスタープランの策定に係る重要事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、会長が必要と認めるときは、同表に掲げる職にある者以外の職員を加えることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は建設部長を、副会長は会長が指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に関係資料の提出又は協議会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 協議会に、別表第2に掲げる課の職員によって構成される玉名市都市計画マスタープラン策定協議会作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、市民の意見が十分反映され、かつ、所属部課所管の計画等と調整されたマスタープランの試案を作成し、その結果を会長に報告する。

3 部会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

5 部会長は、必要に応じて別表第2に掲げる課以外の課に所属する職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会及び作業部会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

建設部長
総務部長
企画経営部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業経済部長
企業局長
議会事務局長
教育次長
会計管理者
岱明支所長
横島支所長
天水支所長

別表第2（第7条関係）

総務課	商工観光課
財政課	土木課
企画経営課	住宅課
地域振興課	水道課
管財課	下水道課
生活安全課	生涯学習課
税務課	文化課
環境整備課	岱明支所総務振興課
総合福祉課	横島支所総務振興課
高齢介護課	天水支所総務振興課
農林水産政策課	都市計画課